第3 精神的・身体的被害の回復・防止への取組

1 保健医療・福祉サービスの提供

【現状と課題】

身体に被害を受けた犯罪被害者の中には、長期にわたる治療を余儀なくされたり、 重篤な後遺症により看護や介護が必要になる人もいます。

また、生命を奪われた犯罪被害者の遺族はもとより、身体に被害を受けた犯罪被害者及びその家族等も深刻な精神的な被害を受けることがあります。身体に被害(物理的外傷)はなくても犯罪等によって直接的に精神的被害を受けた犯罪被害者等もおり、PTSD(外傷後ストレス障害)やうつ病等の持続的な精神的後遺症に罹患している人も少なくありません。

内閣府が平成30年度に実施した「男女間における暴力に関する調査」によると、加害者は、配偶者や交際相手等身近な人であることが多く、多くの被害者が被害について誰にも相談しておらず、被害が潜在化しがちです。

性犯罪・性暴力被害は心身に大きなダメージを与えるものであり、被害直後の時期 から適切な支援を提供していくことが重要です。

全国では、平成22年度に、民間病院において性犯罪・性暴力被害者の相談と治療とを一カ所で対応する初のワンストップセンターが発足し、道においても平成24年10月に札幌市と共同で「性暴力被害者支援センター北海道(SACRACH(さくらこ))」を開設し、性暴力被害者の支援に取り組んでいます。

こうした犯罪被害者等が、心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響から回復できるようその心身の状況に応じた適切な保健・医療・福祉サービスが提供される必要があります。

施策名	施策の概要	関係部局
(1) 障がいを負われた人	①交通事故による重度後遺障がい者に対する医	環境生活部
への支援	療の充実等の周知	
	独立行政法人自動車事故対策機構が実施する	
	重度後遺症障障害者に対する介護料の支給や療	
	護施設等における被害者救済対策事業等につい	
	て、周知に努めます。	

施策名	施策の概要	関係部局
(1) 障がいを負われた人への支援	②高次脳機能障がい者への支援の充実 地域において高次脳機能障がい者の支援が円 滑に実施されるよう、医療機関における診断やリハ ビリテーションの取組を推進し、高次脳機能障がい 者や家族に対する相談支援、支援ネットワークの構 築を進めます。 また、広く道民に対し、正しい理解を深めるため の普及啓発や保健所、市町村、相談機関等の相談 対応者の支援技術の向上に努めます。	保健福祉部
(2) 性犯罪・性暴力被害者 への支援	①警察における性犯罪被害者に対するカウンセリングの充実性犯罪被害者の精神的被害回復に資するため、警察部内の臨床心理士資格等を有するカウンセリング専門職員の活用や、警察部外カウンセラーに対する業務委託制度の効果的な運用に努めます。	警察本部
	②医療機関における性暴力被害者への対応体制の整備 性暴力被害に関し、医療関係者を対象とした啓発等を実施し、医療機関における性暴力被害者への対応体制の整備を図ります。	環境生活部 保健福祉部
	③「性暴力被害者支援センター北海道(SACRACH(さくらこ))」の効果的な運用性暴力被害者へ早い段階から切れ目のないきめ細かな支援を行うことができるよう、「性暴力被害者支援センター北海道(SACRACH(さくらこ))」の提携病院や協力病院との連携等により、産婦人科医療支援体制の整備を図るとともに、パンフレットの作成・配布による相談窓口の周知や性暴力被害に対する理解促進を図ります。	環境生活部

施策名	施策の概要	関係部局
(3) 少年被害者への支援	①児童虐待に対する夜間・休日対応の充実等 ア 児童相談所において、連絡体制の強化等により迅速に対応できる体制の確保に努めるとともに、 一時保護(虐待通告)協力員を土日、祝日に配置することにより相談対応の充実に努めます。	保健福祉部
	イ 地域の子どもや家庭からの相談に365日、24時間、相談に応じるとともに、市町村や児童相談所等、関係機関との連絡調整を行う児童家庭支援センターにおいて、地域の相談支援の充実に努めます。	保健福祉部
	ウ 市町村の児童相談担当職員に対する研修の 支援等、市町村への支援に努めます。	保健福祉部
	エ 嘱託医の活用等により医療機関との協力・連 携を確保するとともに、医療的機能強化事業を実 施し、地域の医療機関の協力を得て、被虐待児 等に対する専門的技術的助言等の必要性が判断 できるよう努めます。	保健福祉部
	②児童虐待防止のために行う児童の死亡事例等 の検証の実施 「児童虐待の防止等に関する法律」に基づき、北 海道社会福祉審議会児童福祉専門分科会検証・処 遇部会において、児童虐待の死亡事例等の重大事 例の検証を行います。	保健福祉部
	③少年被害者の保護に関する学校及び児童相談所等の連携の充実 ア 道内全市町村で設置されている要保護児童対策地域協議会を活用するなど、市町村への相談対応等の総合的な支援に努めます。	保健福祉部
	イ 少年被害者の保護に関する学校及び児童相 談所等の連携については、いじめ問題等対策連 絡協議会等において適切な対応に努めます。	教育庁

施策名	施策の概要	関係部局
(3) 少年被害者への支援	②少年被害者に対する学校におけるカウンセリング体制の充実等 ア スクールカウンセラー活用事業やスクールソーシャルワーカー活用事業等、専門的な視点から相談に対応できる体制の整備や関係機関との連携を促進するなど、学校における教育相談体制の充実に努めます。 また、スクールカウンセラーが児童生徒の不安や悩みを受け止めることにより、いじめ、不登校の未然防止に役立てたり、スクールソーシャルワーカーが社会福祉等の様々な環境に働きかけたりするなど、児童生徒の個々の状況に応じた適切な支援に努めます。	教育庁
	イ 北海道生徒指導連絡会議や校内研修において、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる研修を実施するなど教職員の資質の向上に努めます。	教育庁
	ウ 北海道生徒指導連絡会議や集団カウンセリン グ研修会等生徒指導に関わる研修における教育 相談の研修に犯罪被害者等である児童生徒に対 するカウンセリングを取り入れるなど、内容の改 善・充実に努めます。	教育庁
	⑤被害少年が受ける精神的被害を回復するため の継続的支援の推進 被害少年カウンセリングについて、広く道民に周 知するとともに、被害少年の精神的被害を回復する ため、保護者の同意を得た上で、カウンセリングの 実施、関係者への助言、犯罪被害者等早期援助団 体をはじめとする民間被害者支援団体への紹介な どの継続的な支援に努めます。	警察本部

施策名	施策の概要	関係部局
(3) 少年被害者への支援	⑥里親制度の充実 ア 児童相談所において、里親の養育援助を希望 する者を登録・研修し、養育援助者を里親からの 援助の求めに応じて派遣し、生活支援や相談支 援を実施するとともに、里親への養育負担を軽減 するため、子どもの養育についての話し合いの場	保健福祉部
	を設けるなど里親の養育技術等の向上に努めます。 イ 里親支援機関事業等による里親制度の普及 啓発や里親の資質向上のための研修、相談・援 助等、里親支援の充実に努めます。	保健福祉部

2 安全の確保

【現状と課題】

犯罪被害者等は、被害後も同じ加害者から再び危害を加えられるのではないかという恐怖や深刻な不安を抱いており、再被害を防止するほか、被害者の安全の確保と精神的な負担の軽減を図ることが必要です。

また、児童虐待、ストーカー事案や配偶者からの暴力事案のように、特定の人に対して繰り返し行われ、次第にエスカレートして身体に対して危害が及ぶ恐れがあるものについても、これを未然に防ぎ、被害者等の安全を確保する必要があります。

施策名	施策の概要	関係部局
(1) 再被害の防止に向け た取組の推進	①加害者に関する情報の提供 再被害防止のために必要な加害者情報が、刑事 施設等から提供されるよう、当該施設等との一層円 滑な連携に努めます。	警察本部
	②警察における再被害防止措置の推進 13歳未満の子どもを被害者とした強制わいせつ 等の暴力的性犯罪で服役して出所した人の再犯防 止を図るため、出所情報の提供を受け、出所後の定 期的な所在確認を実施するなどの対策を行います。	警察本部
	③警察における保護対策の推進 暴力団犯罪により危害を被るおそれのある人や関連施設等を予測し、広範囲に保護対象者を指定するとともに、必要な設備資機材を関連施設に配備するなど、危害行為の未然防止措置の推進に努めます。	警察本部
	④再被害防止に向けた関係機関の連携の充実 ア 配偶者等からの暴力(DV)、人身取引及び児 童虐待の被害者等の保護等に関し、連絡会議の 開催等により相互に情報交換を行うなど、関係機 関・団体との一層の連携に努めます。	環境生活部 警察本部

施策名	施策の概要	関係部局
(1) 再被害の防止に向け た取組の推進	イ 学校等関係機関の通報連絡体制や要保護児 童対策地域協議会を活用し、加害少年やその保 護者に対する指導等の充実を図るほか、要保護 児童対策地域協議会に参画するなど、再被害の 防止に努めます。	教育庁 警察本部
	⑤ストーカー事案への適切な対応 ストーカー事案の被害者等の一時避難等の支援、被害者情報の保護等を行い、関係機関等と連携し、被害者等の安全確保を最優先とした迅速・的確な組織的対応に努めます。	警察本部
(2)配偶者からの暴力、児 童虐待、高齢者虐待、 障がい者虐待からの 保護	①一時保護所の環境の充実等 ア 道の児童相談所において、国の児童虐待防止対策体制総合強化プラン(新プラン)に基づく、計画的な専門職員の増員や研修を充実するなど、児童相談体制の充実に努めます。 また、児童相談所の全てに一時保護所を設置しており、子どもの状況に応じた個別支援の充実が図られるよう、子どもの心身が安定し、安心して生活することができる環境づくりに配慮します。なお、一時保護委託の実施においては、児童福祉施設等を利用するなど適切な運用に努めます。	保健福祉部
	イ 女性相談援助センターにおいて、被害女性の 安全の確保や心理的なカウンセリングが十分に行 われるよう、緊急時(夜間・休日を含む。)について も、適正かつ効果的な一時保護を実施します。	環境生活部

施策名	施策の概要	関係部局
(2) 配偶者からの暴力、 児童虐待、高齢者虐 待、障がい者虐待か らの保護	ウ 配偶者等からの暴力(DV)被害者について、一時保護から地域における自立した生活へとつながるよう、女性相談援助センターや民間シェルター等において、入所者に対する日常生活支援の充実に努めるとともに、関係機関等と連携を図り、入所者の心身の健康回復等に向けた心理的支援を行うほか、公営住宅をはじめとした住宅の確保に関する情報提供を行います。 また、婦人保護施設のパンフレット等を作成・配布し、周知を図ります。	環境生活部保健福祉部
	②児童虐待の防止、早期発見・早期対応のための体制整備等 ア 児童虐待対策官を効果的に機能させ、警察学校における各種研修、警察署に対する巡回指導及び各種研修資料の作成・配布により、児童虐待の早期発見等に資する教育訓練を徹底し、職員の児童虐待に関する知識、技能の向上に努めます。	警察本部
	イ 児童虐待の早期発見・早期対応を図る教職員 向け資料の周知や校内研修における活用を促進 するとともに学校の実情に応じた相談体制の充実 に努めます。	教育庁
	ウ 「学校及び保育所から市町村又は児童相談所 への定期的な情報提供に関する指針」に基づいた 取組の推進に努めます。	保健福祉部教育庁
	エ 処遇困難事例のノウハウを各児童相談所が共 有し、より一層虐待への適切な対応が図られるよ う、事例をフィードバックしていきます。	保健福祉部
	オ DV被害者の一時保護にあたっては、同伴する 児童の保育支援や学習機会の確保など、子どもの 状況に応じた支援の充実を図るとともに、児童相談 所をはじめ関係機関との連携により適切な保護に 努めます。	環境生活部 保健福祉部

施策名	施策の概要	関係部局
(2) 配偶者からの暴力、児 童虐待、高齢者虐待、 障がい者虐待からの 保護	③児童虐待・配偶者等からの暴力 (DV) の早期発見のための医療施設における取組の促進ア 児童相談所に設置する要保護児童対策連絡協議会に、医師会の参加を求め、児童虐待の早期発見等に努めます。 イ 配偶者等からの暴力 (DV) の早期発見・早期対応のため、医療関係者用に作成した対応マニュアルの活用に努めます。	保健福祉部環境生活部
	④高齢者虐待の防止や対応についての支援 ア 高齢者虐待の防止や虐待を受けた高齢者の保護並びに養護者に対する支援が専門的知識に基づき適切に行われるよう、これらの職務に携わる専門的な人材の確保や資質の向上を図るため、市町村や地域包括支援センター等の関係機関の職員の研修等を実施します。	保健福祉部
	イ 高齢者虐待の防止や対応等について、高齢者 虐待対応支援マニュアルを作成し、市町村や地 域包括支援センター等の関係機関への支援に努 めるほか、地域住民に対し、高齢者虐待の防止・ 高齢者の尊厳の保持や権利擁護等についての啓 発活動等を行います。	保健福祉部
	(5)障がい者虐待の防止や対応についての支援 障がい福祉サービスや、障害児入所・通所支援 等を提供する事業所に対して、障がいのある人への 虐待防止や権利擁護に関する研修等を実施すると ともに、障がいのある人への虐待の事案等につい て、市町村と情報共有を図ります。 また、地域住民に対し、障がいのある人への虐待 防止や権利擁護等についての啓発活動等を行いま す。	保健福祉部

施策名	施策の概要	関係部局
(3) 犯罪被害者等に関する個人情報の保護等	①犯罪被害者等に関する情報の保護 被害者の実名発表、匿名発表については、犯罪 被害者等の匿名発表を望む意見とマスコミによる報 道の自由、国民の知る権利を理由とする実名発表 に対する要望を踏まえ、プライバシーの保護、発表 することの公益性等の事情を総合的に勘案しつつ、 個別具体的な案件ごとに適切な発表内容となるよう 配慮します。	警察本部
	②犯罪被害者等に関する個人情報の拡散防止等 犯罪被害者等に関する個人情報がインターネット 上で拡散することによって、犯罪被害者等が二次被 害を受けることがないよう、インターネットの適切な利 用に関する教育・研修等の開催を通じた道民理解 の促進に取り組みます。	環境生活部 警察本部
	③犯罪被害者等の受診情報等の適正な取扱い 「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンスについて」等に基づき、立入検査等を通じ、医療機関や保険者に対し必要な指導を実施します。 さらに、医療安全支援センターにおいて、個人情報の取扱いを含めた医療に関する苦情・相談のあった医療機関の管理者に対し、必要に応じて助言を行います。	保健福祉部
	②犯罪被害者等に関する個人情報の保護に配慮した地域における犯罪発生状況等の情報提供の実施被害者が特定されないよう工夫した上で、路上強盗、ひったくり等の発生地点をマッピングした犯罪発生マップやオープンデータ化した犯罪発生情報をウエブサイト上に掲載するほか、事件発生情報や防犯対策情報等の地域安全情報をメールやツイッター、電光掲示板付自動販売機等の広報媒体を効果的に活用し、タイムリーできめ細やかな情報の提供に努めます。	警察本部

3 保護、捜査、公判等の過程における配慮等

【現状と課題】

犯罪被害者等は、捜査や裁判にあたり、自身が受けた被害について何度も説明せざるを得ないため、その度に事件のことを思い出し、精神的な負担を被る場合があります。

また、捜査等の過程で関わる関係機関等から配慮に欠けた対応をされることによって、二次被害を受けることがあります。

このため、犯罪被害者等の保護、捜査、公判等の過程において、犯罪被害者等と 関わる職員等が、犯罪被害者等の置かれている状況を理解し、犯罪被害者等の人権 に配慮した支援を行う必要があります。

施策名	施策の概要	関係部局
(1) 職員等に対する研修の充実等	ア 警察学校における、採用時及び上位の階級又は職に昇任した際に行われる研修、専門的知識を必要とする職務に従事する実務担当者に対する教養・研修、被害者・遺族等を招請して行う講演会、被害者支援室担当者による各警察署に対する巡回指導、被害者支援の体験記の配布、犯罪被害者等早期援助団体をはじめとする民間被害者支援団体等との連携要領や性犯罪被害者への支援要領等、職員の犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための研修等を行い、二次被害の防止に努めます。	警察本部
	イ 配偶者等からの暴力事案を取り扱う職員に対する実務能力の向上のための学校教養や実戦的訓練を継続的に実施するとともに、同職員に向けたタイムリーな教養資料等の発出に努めます。 ウ 犯罪被害者等支援に携わる職員が、犯罪被害者等が置かれた状況を深く理解するとともに、適切な対応を確実に行うことができるよう、効果的な	警察本部環境生活部
	職員研修の実施に努めます。	

施策名	施策の概要	関係部局
(1) 職員等に対する研修の充実等	エ 北海道交通事故相談所の職員を対象に交通 事件の被害者及び被害者遺族の立場等への理 解を深めるための機会を設けるなど、適切な対応 を確実にするための教育・研修等の充実に努めま す。	環境生活部
	オ 精神保健福祉センター等の職員を厚生労働 省主催研修等に派遣し、思春期精神保健の専門 家の養成に努めます。 また、精神保健福祉センターが実施する研修 に被害者等の心理と治療・対応についての内容 を盛り込むなど、保健・医療・福祉関係職員への 啓発と研修による支援技術育成に努めます。	保健福祉部
	カ 民生委員に対し、犯罪被害者等への適切な対応を確実にするため、守秘義務遵守について指導します。	保健福祉部
	キ 配偶者からの暴力(DV)被害者に適切に対応するため、女性相談援助センターの婦人相談員等を厚生労働省が実施する全国婦人相談員・心理判定員研究協議会等に派遣するほか、全道の婦人相談員等を対象として、婦人保護事業に関する研修の実施に努めます。	環境生活部
	ク 性犯罪被害者(男性や LGBT の方の性被害に おける被害者を含む。)の心情及び障害者の特性 に配意した捜査や被害者支援を推進するため、 捜査や被害者支援に従事する警察官等を対象 に、専門的知見を有する講師等を招いて講義を 行うなど、警察学校等での研修を実施します。	警察本部
	ケ 被害児童の支援及び聴取に当たる担当者等 に対し、被害児童支援の知識及び被害児童の負 担軽減の配意等に関する研修を行い、信用性の 高い供述を確保するための聴取方法についての 指導、教養を実施し、捜査員の聴取技能の向上 に努めます。	警察本部

施策名	施策の概要	関係部局
(2) 女性警察官の配置等	警察本部や警察署の性犯罪捜査を担当する係への女性警察官の配置や実務能力の向上、事情聴取における相談室や被害者支援用車両の活用、産婦人科医会や犯罪被害者等早期援助団体をはじめとする民間被害者支援団体やワンストップ支援センター等とのネットワークの構築による連携強化など、性犯罪被害者の心情に配慮した対応を推進します。	警察本部
(3) 警察における犯罪被 害者等のための施設 の改善	被害者等に事情聴取等を行う際に、その心情に 配慮した適切な環境づくりに配意し、被害児童から の事情聴取に当たっては、検察庁、警察、児童相談 所等の関係機関が事情聴取に先立って協議を行 い、関係機関の代表者が聴取を行う取組や聴取の 場所・回数・方法等に配慮した取組を推進します。	警察本部

第4 刑事手続への関与拡充への取組

1 刑事に関する手続きへの参加の機会を拡充するための制度の整備等

【現状と課題】

犯罪被害者等は、突然、事件・事故に遭遇し、被害直後から事情聴取等の捜査協力や、公判の出廷など、それまで体験したことのない様々な問題に直面する上、多くの犯罪被害者等は精神的に混乱する中で、直面している問題を十分に認識できないまま判断を迫られるなど、さらに困難な状況に陥ってしまうことがあります。

犯罪被害者等にとって、事件の解決は、その回復にとって不可欠であり、また、解決に至る過程に適切に関与することは、その後の精神的被害の回復に大きく影響します。

このため、事件の当事者である犯罪被害者等が刑事手続等に適切に関与することができるよう、犯罪被害者等の刑事手続参加に関する制度などの周知を図るとともに、犯罪被害者等のニーズに応じた捜査状況等の情報提供の充実を図る必要があります。

施策名	施策の概要	関係部局
(1) 日本司法支援センタ ーとの連携と道民へ の周知	日本司法支援センターとの連携を図り、民事法律 扶助制度の活用による弁護士費用や損害賠償請求 費用の負担軽減、被害者支援団体・相談機関に関 する情報の周知に努めます。	環境生活部
(2) 被害の届出の迅速·確 実な受理	被害の届出に対しては、被害者・道民の立場に立って対応し、その内容が明白な虚偽又は著しく合理性を欠くものである場合を除き、即時受理するとともに、被害の届出を受理しなかったものについては、不受理事件報告を作成し、所属長まで報告して管理するよう努めます。	警察本部
(3) 医療機関における性 犯罪被害者からの証 拠採取等の促進	ア 性犯罪被害者からの証拠採取の方法を産婦人科医会等とのネットワークを活用するなどして医師等に教示するとともに、捜査に支障のない範囲において、医療機関で採取した資料の鑑定状況についての情報を提供し、証拠採取等の促進を図ります。	警察本部

施策名	施策の概要	関係部局
(3) 医療機関における性 犯罪被害者からの証 拠採取等の促進	イ 警察への届出を躊躇する被害者が、後日警察 への届出意思を有するに至ったときに備え、医療 機関等において被害者の身体等から証拠資料を 採取しておくために、協力の得られた医療機関等 に性犯罪証拠採取キットを整備する取組を進めま す。	警察本部
(4) 証拠物件の適正な返 却又は処分の推進	証拠物件が滅失、毀損、変質、変形、混合又は 散逸することのないよう注意し、その証拠価値の保 全に努めるとともに、検察官と連携し、捜査上留置の 必要がないことが明らかと認められるものについて は、犯罪被害者等の意思を尊重し、その意向を踏ま え、早期還付、廃棄処分等に努めます。	警察本部
(5) 刑事の手続等に関する情報提供の充実	ア 刑事に関する手続や少年保護事件の手続、 犯罪被害者等のための支援制度等に関する情報 について、パンフレット等を活用し、犯罪被害者等 への早期提供に努めます。	警察本部 環境生活部
	イ 検視や司法解剖の必要性、遺体修復、搬送などの検視業務について、パンフレット等を作成・活用し、遺族に対する適切な説明や配慮に努めます。	警察本部
	ウ 外国人犯罪被害者等に配布している外国語版 の「被害者の手引」について、今後とも適切に作 成・配布するように努めます。	警察本部
	エ 法務省と連携を図り、総合的な対応窓口に犯 罪被害者等支援のための外国語によるパンフレットを常備するほか、道のホームページから法務省 等関係省庁ヘリンクを貼り、情報提供に努めます。	環境生活部
(6) 捜査に関する適切な 情報提供	捜査への支障等を勘案しつつ、被害者連絡制度等を周知徹底・活用し、犯罪被害者等に対し、適時 適切に、捜査状況等の情報提供に努めます。	警察本部

施策名	施策の概要	関係部局
(7) 判決確定後の加害者 情報の警察に対する 提供の充実	再被害防止のために必要な加害者情報が、刑事施設等から提供されるよう、当該施設等との一層円滑な連携に努めます。	警察本部

第5 道民及び事業者の理解増進等

1 道民の理解の増進

【現状と課題】

犯罪被害者等は、犯罪による直接的な被害だけではなく、近隣住民等の周囲の 人々の言動や報道機関による過剰な取材・報道により、名誉や生活の平穏を害されるといった二次被害により、更に精神的なダメージを受け、立ち直りが遅れる場合があります。

こうした中で、道民が犯罪被害者等の置かれた立場、必要としている支援について知ることが、周囲の人々の配慮のない言動や無関心による二次被害を防ぐことにつながるものと考えられます。

犯罪被害者等の名誉や生活の平穏を害することのないよう十分配慮するとともに、 犯罪被害者等が置かれている状況等について道民の理解を深めることが必要です。

施策名	施策の概要	関係部局
(1) 道民に対する普及啓 発の推進	①「犯罪被害者週間」にあわせた集中的な普及啓発の実施 「犯罪被害者週間」(11月25日~12月1日)及び「北海道犯罪被害を考える日」(11月25日)において、国の取組と連携し、重点的な普及啓発に努めます。	環境生活部 警察本部
	②犯罪被害者等施策の関係する特定期間における普及啓発の実施 ア 交通安全運動の期間を中心に、事故の悲惨さや生命の尊さなど交通事故被害者等の視点に配意した啓発事業の展開や、交通事故相談所等における被害者救済対策の周知に努めます。また、「飲酒運転根絶の日」(7月13日)に、道及び道民が一体となって、飲酒運転の根絶に関する理解と関心を深めるための取組を実施します。	環境生活部

施策名	施策の概要	関係部局
(1) 道民に対する普及啓 発の推進	イ 「人権週間」(12月4日~10日)に連動し、犯 罪被害者等の人権保護等に関する啓発活動に努 めます。	環境生活部
	ウ 国においては、毎年11月を「児童虐待防止月間」と位置づけており、児童虐待防止のための広報啓発活動に取り組んでいることから、道においても道民への周知を図るなどの取組に努めます。	保健福祉部
	エ 国が毎年11月に実施している「女性に対する 暴力をなくす運動」に連動し、性犯罪・性暴力を含 む女性に対する暴力を根絶するための普及啓発 活動に努めます。	環境生活部
	③道民理解の増進を図るための普及啓発の実施等 犯罪被害者等の置かれた状況について道民の理解の増進を図り、道民の協力の下に犯罪被害者等支援のための施策が行われるよう、イベント等の啓発事業を実施するなど、情報提供や普及啓発に努めます。	環境生活部
	④誹謗中傷等を行わないための啓発活動の充実 SNS等のインターネット上による犯罪被害者等へ のプライバシーの侵害や誹謗中傷等の人権侵害行 為が行われないよう、インターネット利用の啓発活動 や情報モラルに関する教育の充実に努めます。	環境生活部
	⑤様々な広報媒体を通じた犯罪被害者等施策に 関する広報の実施 ア 関係機関・団体等とも連携し、様々な広報媒体 を通じて、犯罪被害者等の置かれた状況やそれ を踏まえた施策実施の重要性、犯罪被害者等の 援助を行う団体の意義・活動等について広報に努 めます。	環境生活部 警察本部

施策名	施策の概要	関係部局
(1) 道民に対する普及啓 発の推進	イ 民間支援団体等と連携し、マスコミへの広報、 街頭キャンペーン等各種広報・啓発活動等を実施することにより、犯罪被害者等の置かれている 実態や警察、関係機関、民間支援団体等が取り 組んでいる犯罪被害者等支援についての広報啓 発活動の一層の推進に努めます。	環境生活部 警察本部
	ウ 道警察ホームページに掲載している犯罪被害 者等支援施策について、必要な更新・充実を図る ことにより、道民への一層の周知に努めます。	警察本部
	⑥犯罪被害者等に関する個人情報の保護 被害者の実名発表、匿名発表については、犯罪 被害者等の匿名発表を望む意見とマスコミによる報 道の自由、国民の知る権利を理由とする実名発表 に対する要望を踏まえ、プライバシーの保護、発表 することの公益性等の事情を総合的に勘案しつつ、 個別具体的な案件ごとに適切な発表内容となるよう 配慮します。	警察本部
(2) 児童生徒に対する人 権教育の推進	①学校における生命のかけがえのなさ等に関する教育の推進 ア 自他の生命のかけがえのなさ、誕生の喜び、 死の重さ、生きることの尊さなど豊かな心を育むため、教員の指導力の向上を通して道徳科の授業 改善を推進し、道徳教育の充実を図ります。	教育庁
	イ 保健体育科や特別活動等において、児童生徒の発達の段階を踏まえ、心身の発育・発達と健康などに関する知識を身に付け、生命の尊重や自己や他者の個性を尊重するとともに、相手を思いやり、望ましい人間関係を構築するなど、児童生徒が性に関わる問題について適切な行動をとることができるよう、性に関する指導の充実を図ります。	教育庁

施策名	施策の概要	関係部局
(2) 児童生徒に対する人 権教育の推進	②学校における犯罪被害者等の人権問題も含めた人権教育の推進 ア 初任段階教員研修や中堅教諭等資質向上研修、高等学校教育課程研究協議会等の研修、「高等学校教育課程編成・実施の手引」の活用、指導主事による学校教育指導等において、人権教育(道徳教育)を推進します。	教育庁
	イ 教育課程の編成・実施に伴う諸課題について 協議を行う教育課程研究協議会や指導主事によ る学校教育指導等により、人権教育(道徳教育) にかかわる指導資料の活用を促します。	教育庁
	③学校における犯罪抑止教育の充実 ア 警察等の関係機関と連携し、非行防止教室や 生命の大切さを学ぶ教室の周知・活用促進に努 めます。	教育庁
	イ 子どもの人間関係づくり推進事業を推進し、児 童生徒のコミュニケーション能力の育成を図りま す。	教育庁
	②子どもへの暴力防止のための参加型学習への 取組 児童生徒に対し、子どもがいじめ・虐待・暴力行 為ネットトラブル等の被害に遭った場合の対応につ いて主体的に学ぶことができる生徒指導資料等を 作成するなど、各教育委員会における取組を促しま す。	教育庁
	⑤家庭における命の教育への支援の推進 家庭教育手帳を含む家庭教育に関するデータを ホームページに掲載し、普及啓発を図るとともに、市 町村教育委員会に対し、積極的な活用を促します。	教育庁

施策名	施策の概要	関係部局
(2) 児童生徒に対する人権教育の推進	6中学生・高校生を対象とした講演会の実施 中学生や高校生を対象とした犯罪被害者等によ る講演会「命の大切さを学ぶ教室」や「「大切な命を 守る」全国中学. 高校生作文コンクール」の開催によ る被害者への配慮・協力への意識のかん養等に努 めるほか、犯罪被害者等による講演会や遺族等の 手記の朗読等を実施し、「地域全体で被害者を支 え、被害者も加害者も出さない街づくり」に向けた気 運の醸成に努めます。	警察本部
	 ⑦生命・身体・自由の尊重を自覚させる法教育の 普及啓発 ア 初任段階教員研修や中堅教諭等資質向上研修、高等学校教育課程研究協議会等の研修、 「高等学校教育課程編成・実施の手引」の活用、 指導主事による学校教育指導等において、法教育の普及・啓発を図ります。 イ 各教科等担当指導主事研究協議会の部会に 	教育庁
	おいて、法教育にかかわる資料を配布し、研修事業や学校教育指導に生かします。 8学校における犯罪被害者等である児童生徒へ	
	の的確な対応のための施策の促進 ア 北海道生徒指導連絡会議、集団カウンセリン グ研修会等生徒指導に関わる研修における教育 相談の研修に、犯罪被害者等である児童生徒に 対するカウンセリングを取り入れるなど、内容の改 善・充実に努めます。	教育庁
	イ 養護教諭を対象とした研修会において、虐待 を受けていると思われる児童生徒の対応について の演習を行うなど、養護教諭のカウンセリング能力 や危機管理能力の向上を図るための研修の充実 に努めます。	教育庁

施策名	施策の概要	関係部局
(3) 交通事故被害者に関する理解の増進	①交通事故被害者等の声を反映した道民の理解 増進	
	ア 関係機関・団体と連携し、各種交通安全大会 や講習会等において、ドライブレコーダ等による 事故の記録映像や交通事故の被害者、遺族等の 手記をまとめたリーフレットを活用するなど、被害 者等の現状や交通事故の惨状等に関する道民の 理解増進に努めます。	警察本部
	イ 運転者に対する各種講習等の場において、交 通事故の被害者や遺族による講話を行い、交通 事故被害等の切実な声を直に訴えるなど、安全 講話を実施します。	警察本部
	②交通事故の実態及びその悲惨さについての理解の増進に資するデータの公表 交通事故類型や年齢層別等交通事故に関する様々なデータをホームページに掲載するとともに、死亡事故やこれに直結するような事故等の発生に際しては、警察本部(各方面本部を含む。)、警察署において交通安全情報(交通事故速報)を作成し、関係機関・団体等に対し、メールなどによる情報提供を行い、道民に対し、交通事故の実態やその悲惨さについての理解の増進に努めます。	警察本部
	③交通事故統計データの充実 交通安全緑書において、交通事故被害者に関す る統計データや支援制度の情報の充実を図ります。	環境生活部

2 事業者の理解の増進

【現状と課題】

犯罪被害者等は、犯罪被害による後遺症等により従前に比べ仕事の能率が低下したり、治療のための通院、裁判への出廷等のために欠勤しがちになったりするなど、犯罪等が犯罪被害者等の職業生活に影響を及ぼす場合があり、解雇されたり、自ら退職せざるを得ない状況に追い込まれることも少なくありません。

しかしながら、犯罪被害者等が仕事を維持・確保することは、経済的負担の軽減につながるばかりでなく、精神面における被害の軽減・回復にも重要な意味を有するものです。

このため、犯罪被害者等の雇用の安定を図るとともに、犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者等に対する支援の必要性などについて、事業主の理解を深めていく必要があります。

施策名	施策の概要	関係部局
(1) 求職者の就職支援や 事業主等の理解の増 進	求職者の就職支援に向けて、公共職業安定所等 と連携するなど、雇用に関する各種相談などに対応 します。	経済部
(2) 個別的労使紛争解決システム等の活用	道民を対象に個別的労使紛争解決システム(あっせん制度)及び中小企業労働相談(労働相談)について、周知を図るとともに、その適正な運用に努めます。	経済部 労働委員会